

大津市立仰木の里東小学校PTA個人情報取扱規程

大津市仰木の里東小学校PTA会則第24条に基づき、次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は、大津市仰木の里東小学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会で取扱う個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報保護管理者)

第4条 本会における個人情報保護管理者（以下、「管理者」という。）は、本会会長とする。

2 管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3 管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、その職務を代行する。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員および役員が任命した者とする。

(個人情報の収集)

第6条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得することができる。

(1) 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス・生年月日）

(2) 会員の子どもの氏名・クラス

(3) 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

(利用目的)

第7条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次の各号に掲げた利用目

的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

- (1) P T A活動に必要な連絡網および名簿の作成
- (2) 各種行事の案内
- (3) 資料等の送付
- (4) 役員選出
- (5) P T A活動の諸連絡
- (6) P T Aが加入する保険の手続き
- (7) 広報紙への掲載
- (8) 管理者が特に認めた場合

(管理)

第8条 個人情報に記載・記録されたものは、管理者および取扱者が厳重に管理する。また本会が保有する個人情報は、利用する必要がなくなった場合は、管理者に報告のうえ、遅滞なく適切に廃棄するものとする。

(第三者への提供の制限)

第9条 次の各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者へ提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者からの提供)

第10条 第三者（第9条第1号項から第4号項および、県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。ただし、事業者ではない個人からの提供で、対象者本人の同意を得ている場合を除く。

- (1) 第三者の氏名又は名称及び住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(個人情報の開示請求)

第11条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められ

たときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時などの対応)

第12条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な措置を講ずるものとする。

(研修)

第13条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情)

第14条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(規程の改廃)

第15条 本規定の改廃については、委員総会の決議による。

付則 この規程は、令和3年8月1日から施行する。